

議第104号

高島市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および高島市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

高島市長 福井正明

---

高島市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および高島市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高島市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 高島市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年高島市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加える。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(高島市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 高島市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年高島市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。